求職者等に対するハラスメントの防止について

令和８年１０月１日

１．求職者等に対するハラスメントの防止について

本町では、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号。労働施策総合推進法）」に基づき、求職者等（インターンシップ等への参加者を含む）に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に努めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

２．求職活動等におけるルール

紀宝町では、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

インターンシップや面接、面談を実施する際は、複数名での対応またはオープンな空間での実施を原則としています。

３．相談窓口の設置

紀宝町の採用活動において、ハラスメントに当たる言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。

相談内容の秘密は厳守いたします。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることは一切ありません。

【相談窓口】

担当部署	電話	FAX
紀宝町総務課 （人事担当）	0735-33-0333	0735-32-3061
紀宝町公平委員会 （総務課・公平委員会担当）	0735-33-0333	0735-32-3061